

網監査第12号
令和元年8月13日

網走市長 水谷洋一様

網走市監査委員 藤原誉康
網走市監査委員 金兵智則

平成30年度 経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

平成30年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成30年度	水道事業会計
同	簡易水道特別会計
同	公共下水道特別会計
同	個別排水処理施設整備特別会計
同	網走港整備特別会計
同	能取漁港整備特別会計

2 審査の期間

平令和元年8月5日から令和元年8月13日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	(会計の名称)	比 率 名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
①	水道事業会計	資金不足比率	— (%)	— (%)	20 (%)
②	簡易水道特別会計	資金不足比率	— (%)	— (%)	20 (%)
③	公共下水道特別会計	資金不足比率	— (%)	— (%)	20 (%)
④	個別排水処理施設整備特別会計	資金不足比率	— (%)	— (%)	20 (%)
⑤	網走港整備特別会計	資金不足比率	— (%)	— (%)	20 (%)
⑥	能取漁港整備特別会計	資金不足比率	14.0 (%)	14.6 (%)	20 (%)

(2) 会計別意見

- | | |
|------------------|--|
| ① 水道事業会計 | 算定の結果、資金不足は計上されない。 |
| ② 簡易水道特別会計 | 算定の結果、資金不足は計上されない。 |
| ③ 公共下水道特別会計 | 算定の結果、資金不足は計上されない。 |
| ④ 個別排水処理施設整備特別会計 | 算定の結果、資金不足は計上されない。 |
| ⑤ 網走港整備特別会計 | 算定の結果、資金不足は計上されない。 |
| ⑥ 能取漁港整備特別会計 | 平成30年度の資金不足比率は 14.0%となつており、
経営健全化基準未満である。 |

(3) 是正改善を要する事項

能取漁港整備特別会計の資金不足比率は、前年度比0.6ポイント減少し、経営健全化基準を下回っているが、引き続き、資金不足解消に向けた方策を講じ、経営の健全化を図る必要があると認める。